

豊橋市総合評価競争入札実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

第2章 豊橋市総合評価委員会

(総合評価委員会の設置等)

第1条の2 総合評価競争入札に関する事務を行うため、豊橋市総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 総合評価競争入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の案の作成
- (2) 学識経験者の意見聴取
- (3) 技術資料の審査
- (4) 低入札価格調査に関する意見表示

(構成)

第1条の3 委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 土木建築総合評価委員会

委員長 建設部次長

副委員長 契約検査課長

委員 契約検査課課長補佐、土木管理課主幹、道路建設課課長補佐、建築課課長補佐

(2) 上下水道総合評価委員会

委員長 上下水道局次長

副委員長 上下水道局総務課長

委員 契約検査課課長補佐、浄水課課長補佐、水道管路課課長補佐、下水道施設課専門員、下水道整備課課長補佐

(会議)

第1条の4 委員会は、必要に応じ開催し、委員長が総理する。ただし、委員長に事故が

あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

2 委員会の庶務は、契約検査課又は上下水道局総務課において処理する。

3 契約検査課長又は上下水道局総務課長は、会議の経過を記録しなければならない。

第3章 入札手続

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象は、一般競争入札に該当する工事の中から豊橋市建設工事審査会又は豊橋市建設工事審査会部会（以下「審査会等」という。）で決定する。

(総合評価によることの適否)

第3条 削除

(入札参加資格等の公告)

第4条 総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価競争入札に係る落札者決定基準

2 入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律第11条に規定する事項の審査が適正に行われるよう、当該入札に参加しようとする者についての工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他技術的能力に関する要件（以下「技術的能力」という。）が含まれていなければならない。

(落札者決定基準)

第5条 総合評価競争入札を行う場合には、落札者決定基準を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行規則第12条の4に基づき、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。
- 4 落札者決定基準は、委員会における審査を経て、審査会等において決定するものとする。

(評価基準)

第6条 評価基準は、第4条第2項の技術的能力の審査の要件を満足する者を対象として、次の評価項目により得点を配分して設定するものとする。

なお、技術資料の評価は、総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書及び加算点申告表により行うものとする。

- (1) 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の施工能力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、企業の地域性社会性等とし、必要に応じ個別の案件ごとに設

定する。

- (2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術資料の審査、評価により加算し、その合計を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除したうえ、100万を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000$$

(技術資料の審査)

第8条 技術資料の審査は、委員会において行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該総合評価競争入札が特別簡易型であるときは、技術資料の審査は、工事担当課において行う。
- 3 前2項の審査において、委員会又は工事担当課は、第5条第2項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聽かなければならない。
- 4 委員会又は工事担当課は、審査した技術資料に評価を付して審査会等に提出し、審査会等において評価結果を決定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該総合評価競争入札が特別簡易型であるときは、工事担当課において評価結果を決定することができる。

(技術的能力の審査結果の通知)

第9条 市長又は水道事業及び下水道事業管理者（以下「市長等」という。）は、特別簡易型以外の入札においては、入札参加資格の要件を満たしている者についてのみ、入札参加資格確認通知をすることにより技術的能力の審査結果の通知を行うものとする。

- 2 技術的能力の審査の結果入札に参加させることが適当でないと認められるときは、市長等は、その理由を記載した書面により通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第10条 前条第2項の規定により、資格が認められない旨又は技術資料の提案内容により入札参加が認められない旨の通知を受けた者で当該認められない理由に対して不服がある者は、市長等が当該通知を行った日の翌日から起算して5日（豊橋市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面（様式自由）を持参することにより行うものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

- 2 市長等は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、当該書面の提出期限の翌日

から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

(落札者決定の方法)

第11条 次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ低入札価格調査制度に基づく失格ではないこと。
- (2) 技術的要件をすべて満たしていること。
- (3) 評価値が、標準点を予定価格で除したうえ、100万を乗じて得た数値を下回っていないこと。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。